

令和3年4月9日

お客さま各位

中南信用金庫

各種定期預金規定改定のお知らせ

平素より、中南信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、各種定期預金規定を下記のとおり一部改定いたします。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定等

期日指定定期預金規定	積立定期預金規程
自動継続期日指定定期預金規定	積立式期日指定定期預金規定
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	財産形成期日指定定期預金規定
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	財形住宅預金規定
変動金利定期預金規定	財形年金預金規定
自動継続変動金利定期預金規定	

2. 主な改定内容

定期預金等を満期日前に解約する場合の適用利率及び中間利払利率の計算については、小数点第4位以下を切捨てる取扱いとしていますが、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用する取扱いに変更いたします。

(利息)

この預金を第○条第○項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

3. 適用日

令和3年4月13日(火)

以上